

プログラム・目次

- 13:00～ 開場
- 13:30 開会 司会者 岩本智之 和久利正子
- 開会あいさつ 実行委員長 芹沢芳郎
- 13:40～14:00 基調報告 実行委員会 上田 敏幸(あおぞら財団)……………P 2
- 14:00～15:30 各分野の報告
- * 大阪の空気はきれいになったのか・ぜん息被害実態調査報告 ……………P 8
眞鍋麻衣子(あおぞら財団)と患者さんの寸劇
 - * 大阪の大気汚染は？ 今の環境基準で健康が保障されるか……………P 9
西川榮一(公害環境測定研究会)
 - * 廃プラスチック施設からの健康被害から住民を守る…………… P13
牧隆三(廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会)
 - * アスベスト被害の救済制度確立に扉を開く…………… P15
小林邦子(泉南アスベスト国家賠償訴訟弁護団)
- 14:40～14:50 休憩
- * COP15 参加・デンマーク見て歩き…………… P21
中村 毅(大阪から公害をなくす会)
 - * 温暖化対策を口実とする原発推進の問題点・プルサーマルの危険…………… P25
木下圈一(原発問題住民運動大阪連絡会)
 - * 道路や交差点のあり方で国交省と継続交渉・西淀川裁判和解後の「連絡会」… P27
榎田基明(あおぞら財団)
 - * 安全で住みよい大阪を・新大阪環境総合計画の目標は豊かな人間性…………… P33
藤永のぶよ(おおさか市民ネットワーク)
- 15:30～16:20 総合討論
- 16:20 集会アピール 岸本雅代(大阪府保険医協会)……………P34
- 16:25 閉会あいさつ 宮武正次(大阪労連)

第 38 回公害環境デー基調報告（案）

「もう待てない 公害被害者の救済！守ろう、地球環境！」

この一年を振り返ると公害・環境問題への府民の関心と不安の一段の高まりを感じます。そして被害をなくし補償させる運動も各地域でねばり強くつづけています。温暖化問題に世界の国々と協力し先頭に立ってとりくむというオバマ大統領の発言や、「温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」という鳩山総理の世界への宣言など私達を勇気づける出来事の反面それに対する障害も報じられます。今年はこの高まりを確かな運動として定着・発展させ、大阪の環境を良くするとりくみとして、意識的に発展させていくことが求められます。

公害環境デー実行委員会では今年は大阪で最も切実に求められ緊急に実現したい課題と併せて大きな三つの目標を提起します。この目標に沿って、各地域や団体の取り組みが連帯して運動する中から大阪の公害・環境運動の新しい発展を勝ち取っていきましょう。

1. 原点に立ち返って公害被害者の救済を実現しよう

公害環境デーの原点は「公害の根絶と被害者の救済」です。

第1回公害デーが開かれたのは1972年10月3日。前年の春には、「公害知事さんさようなら」の合い言葉で黒田革新府政を生み出し、「イタイイタイ病」「新潟水俣病」(1971年)「四日市」(1972年)と公害裁判のあいつぐ勝利判決、「公害国会」(1970年)から環境庁の発足(1971年)へ、国と地方の政治転換は「公害の根絶と被害者の救済」を軸に展開しました。

そして第38回公害環境デーは、「もう待てない！公害被害者の救済」をメインテーマに掲げました。

(1) 泉南アスベスト裁判の勝利をめざして

泉南地域のアスベスト被害者による国家賠償訴訟は、提訴から4年がたち、2011年5月19日に判決を迎えます。

全国に先駆け提起されたこの裁判で原告・弁護団は、勝利判決を勝ち取り、①70年も前から泉南地域の石綿工場の労働衛生調査を繰り返し、深刻な被害実態をよく知っていたにもかかわらず規制や対策を怠ってきた国の責任を明らかにする。②その上でアスベスト新法を抜本的に見直し、真に隙間のない救済システムをつくりあげる、ことをめざしています。

「静かな時限爆弾」と呼ばれ、今後40年間で中皮腫による死亡者は10万人に達するとも言われています。20～40年後に解体のピークを迎える建材に使われているアスベスト対策の抜本的な強化も重要な課題です。裁判の勝利は、国と自治体の施策の転換を迫る契機になります。

裁判勝利をめざす「30万人署名」を広げましょう。

(2) ぜん息患者の救済制度をつくる

大気汚染によるぜん息等の健康被害者への救済制度づくりと新たな健康被害の原因物質といわ

れているPM2.5(微小粒子状物質)の環境基準の早期設定と規制の強化を求めて2008年11月に発足した「あおぞらプロジェクト大阪」は、大阪の「ぜん息被害実態調査」を実施しました。

同調査からは回答者の6割を超える人が、「かぜをひいた時、ゼイゼイとかヒューヒューという」と答えるなど、深刻な被害の実態が浮かび上がりました。

「あおぞらプロジェクト大阪」では、「府民・市民が安心して暮らせるために」、①大気汚染による公害健康被害者の医療費助成制度の創設②微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準に基づく対策と規制の具体化③ハンディキャップを持って人たちが安心して働ける「社会的ルール」の確立など3点を国、自治体、道路管理者、自動車メーカーに要求しています。

(3) 廃プラスチックリサイクルの危険性

寝屋川の「廃プラスチック処理施設」建設直後から目やのどが痛い、湿疹、体がだるいなど、シックハウス症候群に似た症状が広がるなど深刻な健康被害が続出、処分場の差し止めを求める住民訴所は、控訴審を迎えています。この裁判は、廃棄物処理施設による新しい公害被害とメカニズムを明らかにする社会的にも重要な役割を持っています。引き続き、裁判への支援を強めましょう。

寝屋川に限らず、「リサイクル」の名のもとに進められている廃プラスチック再生工場による生活環境汚染の危険性も見逃せません。製造過程から廃棄物そのものを減らす廃棄物行政の根本的転換こそ急務です。

大阪府内の公害被害はこれら3つにとどまりません。道路建設や巨大開発、廃棄物処理施設など多くの住民が直面している公害をなくすには、発生源で規制し被害の補償と回復をさせることです。公害は決して過去の問題ではありません。「被害」を明らかにし、被害者とともに公害の根絶、被害者の救済を求める活動を多くの市民とともに広げましょう。

2. 地球温暖化防止・CO₂の削減は“待ったなし”の課題

(1) COP15と「コペンハーゲン合意」

2009年12月7日からデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)は、会期を1日延長した19日午前、主要国による「コペンハーゲン合意」について、一部の途上国の強硬な反対で全会一致による合意が得られず、「合意に留意する」との決議を全体会合で採択して閉幕しました。

「コペンハーゲン合意」の主な点は、①地球の気温上昇を2度以内にすべきとする科学的知見を認識し、気候変動対策のための長期的な協力を強化する。そのために温室効果ガスの大幅削減が必要であることに合意する、②先進国は2020年までの温室効果ガス削減の数値目標を、途上国は持続可能な開発に努めるとともに温暖化対策を、2010年1月31日までに提出する、③先進国は途上国の温暖化被害対策のために資金、技術、能力開発で支援する、④先進国は協力して途上国に対し10～12年には計300億ドル規模、20年の時点では年間1000億ドル規模の資金援助を行う、というものです。

(2) COP15の成果と問題点

こうしてCOP15は、先進国と途上国との対立、あるいは先進国内での削減目標の大きな格差な

ど複雑な要素が絡まって、「交渉決裂」「合意なし」という最悪の事態は回避したものの、拘束力のない「コペンハーゲン合意」に「留意する」という到達点で終わりました。そのため、今その評価は「失敗」「一歩前進」などと大きく割れています。

積極面としては、①地球の気温上昇を、産業革命前比で2度以内にすべきという「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」による科学的見解を共通認識にした、②温暖化対策をめぐる先進国と途上国の「共通だが差異ある責任」の原則を再確認した、③先進国による途上国の温暖化対策への資金援助方針を確認した、④京都議定書では削減行動を求められなかったアメリカや途上国も何らかの行動をとることが初めて規定された、などの点が挙げられます。

一方、問題点としては、①温室効果ガス削減についての数値目標が定められていない、②「合意」「留意」とどまって法的拘束力をもつ協定となっていない、③2020年までの中期、2050年までの長期といった中・長期の削減目標がない、④各国の自主削減目標を積み上げたとしても「2度以内」は達成できず、3～4度上昇もありうるとの試算が出ている、などが指摘されています。

（3）日本政府と財界の取った態度

昨年9月に鳩山首相が国連気候変動首脳会合で表明した「日本は温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを目指す」という公約は各国から歓迎され、西欧各国での削減目標の引き上げ、京都議定書から離脱したアメリカでの目標設定、さらには「削減目標の設定は経済発展の足かせとなる」として削減目標の公約を拒んできた中国やインドなどいわゆる新興国・途上国での抑制目標の設定にもつながりました。

しかし、その後の鳩山政権は、国内での目立った具体策も打ち出さないばかりか、もっぱら国連演説の中にある「すべての主要排出国の参加と意欲的な目標表明が前提」という点を強調し、温暖化防止対策を率先垂範する姿勢を後退させています。さらにCOPで合意に至らなかった場合に当然求められる京都議定書の延長にも強く反対して、再び「化石賞」を受ける事態となりました。

一方、日本の経済・産業界は「25%削減」はもとより京都議定書の延長にも強く反対しました。彼らがいる理由は、「日本だけが高い削減目標を持つ必要はない」「CO₂削減対策にはコストがかかり『国際競争力』を弱める」などです。ここには先進国の経済・産業界が率先して地球の温暖化防止に取り組むという姿勢もなければ、温暖化防止への投資は新たな産業、事業の発展につながるという発想の転換もありません。彼らの姿勢は、地球と人類を犠牲にしてでも自己の利潤を追求しようとする論理であり、到底許されるものではありません。

（4）私たちはどんな行動を

COP15にはきわめて不十分な点があります。しかし、アメリカや中国を含む世界120カ国の首脳がコペンハーゲンに集まって地球温暖化問題を議論し、“科学の要請”にこたえることを共通の確認事項にしたことはそれだけでも大きな前進で、“変化”の情勢を反映しています。私たちは「コペンハーゲン合意」を具体化するために早急に交渉を再開し、今年11月にメキシコで開催されるCOP16では、必ず大きな成果が勝ち取られるよう、引き続き運動を強めていく必要があります。

また、日本の政府や各自治体、経済・産業界に対しては、①2020年までに25%削減するという国際公約は他の国がいかなる態度を取ろうとも率先して進めること、②公約を実現するために産業界

との公的削減協定や環境税、排出量取引制度の検討など実効ある措置に早急に着手すること、③「原発」推進政策は止めて、風力や太陽光、バイオマス発電など自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換政策をすすめること、④大量生産・大量消費・大量廃棄といった産業構造・生活様式を抜本的に転換する施策を実施すること、などを要求していきます。

さらに私たち市民レベルでも、温暖化問題について大いに学習し、太陽光発電や太陽熱温水器、家庭用コジェネ発電装置の設置など個人や家庭でできる自然・再生可能エネルギーへの転換に取り組み、また、市民共同発電所づくりや廃食油回収運動など地域やNPOでの再生可能エネルギーの普及活動に積極的に取り組んでいきます。さらにこのような省エネ、自然エネルギー重視の市民の努力を支え推し進めるような地域や街をつくる住環境づくりへの取り組みも求められます。

3、安全で住みよい街づくり

今大阪府は、10年ぶりの新環境総合計画作りに取り組んでいます。この10年間に地球規模の環境問題である「温暖化・気候変動」が急速に進み異常気象やヒートアイランドなどが激化しています。また地震の活動期に入って東南海、南海地震の襲来と上町断層地震は確実性が高まり、密集都市大阪の災害危険性は非常に大きくなっています。この間大阪府は「もう公害は終わった」という姿勢で、環境保全・公害対策分野の体制を後退させ、民間委託や関係職員の削減など公害・環境問題に対応する機能を弱めてきました。しかし大阪の公害は終わっていません。前の章で述べたように大気汚染によるぜんそく被害者の増加、泉南地域を初めとするアスベスト公害、寝屋川廃プラスチック処理工場排ガス被害、ヒートアイランドの加速する「熱中症」など、未解決なまた今後結果が予想される課題が山積していく状況です。大阪府は年間約5000万トンの温室効果ガスを排出して地球温暖化推進の一翼も担っておりその削減も求められます。

この公害環境デーに提起する第三の大きな目標は、大阪を緑と自然も少ない発熱するハイテク大都市から、人口減少期の条件も活かして、安全と環境のこれ以上の破壊・悪化を食い止め改善をはかる、「安全で・住みよい・住み続けられる街」、人々がゆとりを持ち、くつろぎを感じ、人間性豊かに暮らせる街に作り替えていくことです。大阪府の新総合環境計画は湾岸開発や交通網作りの開発中心でなく、このような視点を中心に策定することを求めます。

(1) 大阪府の温暖化防止対策を飛躍的に強化すること

前の章を参考にして下さい。府民の努力は大切ですが、まず電力をはじめ大手企業に排出総量の削減を求め実施させることが肝心です。そして太陽光発電など自然エネルギー利用拡大に取り組む府民や団体を支援します。さらに府域自治体がそれぞれ目標を持って市民と共に取り組めるよう財政的・人的な援助が必要です。まだ終わっていない公害への対策を改めて強化するとともに被害者を救済して公害の根絶を目指します。

(2) 緑の空間を広げる

みどりの空間は「都市の肺臓」です。屋上緑化や壁面緑化はアメニティー要素にすぎません。公共用地や企業用地、梅田北ヤードをみどりの空間とするなど本格的な総合的まちづくりを目指します。地震発生確率の高い上町断層帯には、大規模グリーンベルト計画をすすめ、安全な地域へ居住・産業

立地、都市農地と抜本的な緑の空間を創出するまちづくりを目指します。

(3) 大川の水質浄化

寝屋川や大川はよどみよごれ、大阪湾の水質問題深刻です。淀川から大量の浄化用水を寝屋川に流し入れ、河底の真っ黒に汚れた土砂浚渫をすすめ、多自然型川づくりと炭素繊維による抜本的な水質浄化で早期に淀川の水質水準を目指します。

生駒の治山・森林を育て、常に緑があふれ、きれいな空気、すんだ川と緑、地球を温暖化から守る環境創造都市づくりを目指します。

(4) 脱・自動車、身近な交通ネットワークのまちづくり

都市高速自動車道路の建設に反対し、淀川左岸線や大和川線を再考し、自動車流入を規制、公共交通の充実をすすめる脱自動車の街を目指します。路面電車の再生、道路を歩く人間中心の道路再配分・自転車優先道路造り、コミュニティバス運行などで高齢者の安全な移動と地域商店活性化を図ります。

(5) 災害の危険域を安全に再生

経済性を最優先した大阪は、緑と自然を破壊し、災害危険域を増やし、過密ハイテク大都市建設を続けてきました。これからは地震災害、水害・土砂災害のハザードマップを活用した災害を減らす取り組みと共に、災害危険域を安全に再生するまちづくりを目指します。災害に弱い新都心の地震長周期に弱い超高層WTCへの府庁引越計画は中止すべきです。

迫りくる東南海南海地震や上町断層地震に強い耐震補強を急ぎ、海拔ゼロメートル低地の液状化と高潮防潮堤防と施設の耐震補強、ハード・ソフトの減災害対策を目指します。大阪府域のハザード土地の定住増の抑制と安全区域への定住増の誘導を行い、人口減少期も活かして、長期的な防災国土づくりを目指しましょう。

4. もう待てない！行政の責任を問い被害者を救済しましょう。

いま行政は、NO2環境基準上限の日平均到達で「もう公害は終わった」と環境規制業務のレベルを引き下げ、測定業務の民間委託化、専門技術者体制の弱体化などを強行しています。

しかし大阪の公害は終わっていません。相変わらずの自動車優先の街づくりと、それに伴う交通量の拡散とともに大気汚染は府域周辺部にも拡大し、大気汚染被害者は増加の一途です。過去 100年の平均気温でみると、大阪府域は 2.1℃上昇し全国平均を1℃超えています。温暖化に加え、ヒートアイランド現象が「大阪を熱く」しています。これによって熱中症など新たな健康被害が顕在化しています。

また、国賠判決を控えた泉南アスベスト被害者も高齢化がすすみ一刻も早い救済が求められています。増加していくプラスチック容器とそのリサイクル処理工場による地域住民への健康被害は、公害運動の典型です。虚偽表示、BSE・未承認遺伝子組み換え食品・残留農薬混入など輸入食品における不安や検査体制の弱体化、エコナ問題に象徴的な健康食品のあり方など、食品の安全を取り巻く状況も多様で、不具合情報の共有化も考慮すべき課題です。

一方、府民の健康と生命を守ることは行政の第一義的任務です。身の回りの居住環境に目を配り、

行政に対し、規制と環境監視の強化を求め、それら情報の公開など環境行政を府民の手に取り戻す取り組みが重要です。

そうして、戦争は最大の環境破壊です。環境を保全し改善してゆく最大の基盤は平和で戦争のないことです。日本国民は戦争の放棄を決めた憲法9条を有しています。憲法9条の改悪を許さず、戦争につながるあらゆる施策を許さず、「9条の会」など多くの国民と手を組んで憲法9条を守り抜きましょう。

鳩山首相の国際公約「温室効果ガス排出量 90 年比マイナス 25%」の宣言は世界の喝采を受けました。この宣言に対し、電力産業中心とする財界からの巻き返しが激しくなっています。公害・環境問題を掲げて運動してきた我々にとって、今こそ闘いの時です。「公害は発生源で規制し、汚染者の負担で被害者を救済する」これが公害対策の根本原則です。この集会のメインスローガン「もう待てない、公害被害者の救済！守ろう地球環境」は現在の情勢に立ち向かう行動のスローガンです。

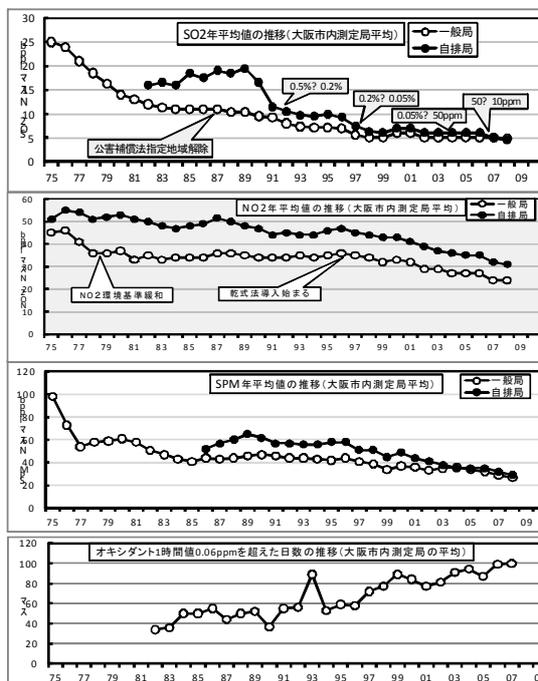
集会の成果を広く府民に広げ、府民運動の新しい波を起こして要求実現に奮闘しましょう。

大阪の大気汚染の動向と環境基準

2010年1月30日 大阪から公害をなくす会第38回公害デー
公害環境測定研究会 西川 榮一

大阪市域の大気汚染の推移

- 亜硫酸ガスSO₂は、軽油の硫黄成分規制が進んでガソリンのそれと同レベルとなり、自排局と一般局の差がなくなってきた
- NO₂汚染は基準緩和と以後20年間ほとんど進まなかったが、この10年低下傾向出てきている。この低下傾向は乾式測定法導入期と重なるが関係あるのだろうか。
- NO₂汚染は依然自動車の影響大きい
- SPM汚染は減少傾向続き、一般局と自排局の差も減りつつある。
- 粒子状物質汚染は、その内容も重要で、新設されたPM_{2.5}汚染などに注目する必要がある
- 光化学スモッグなどに関わるO_x汚染は環境基準を超える濃度が続き、なお増加傾向が止まらない



大阪市内各測定局NO₂年平均値の推移

NO ₂ 年平均値 ppb 大阪市内一般局															
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
国設大阪	34	33	34	34	33	32	31	30	31	28	29	28	27	29	25
旧済美小学校	34	33	33	35	35	34	33	35	34	31	30	26	25	25	22
此花区役所	37	36	37	38	37	36	35	35	34	32	30	28	27	29	28
平尾小学校	37	35	34	37	34	34	31	34	31	30	30	26	27	28	25
淀中学校	33	32	35	34	34	33	26	28	25	26	26	26	24	25	23
淀川区役所	34	33	35	34	35	33	32	33	33	30	29	29	27	26	24
勝山中学校	31	31	33	32	33	32	31	30	30	28	28	27	26	26	23
大宮中学校	32	32	33	33	33	32	31	31	30	28	26	25	25	26	23
聖賢小学校	33	33	34	35	33	33	31	32	30	29	28	27	24	25	23
清江小学校	37	35	38	37	35	35	33	34	33	28	29	27	28	28	23
摂陽中学校	35	32	34	37	35	33	32	34	31	28	27	26	25	26	23
今宮中学校	37	35	40	40	38	37	35	37	35	30	31	29	29	29	27
堀江小学校	37	36	37	40	36	34	34	36	35	32	32	29	29	27	25
南港中央公園							34	36	33	31	31	30	29	30	28
NO ₂ 年平均値 ppb 大阪市内自排局															
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
梅田新道	45	46	44	45	46	44	43	45	43	42	43	40	35	34	32
出来島小	42	43	47	48	46	44	46	48	47	45	38	38	36	36	32
北粉浜小	44	42	45	45	46	45	44	41	40	38	37	34	31	32	33
航全町交差点	46	48	46	48	46	49	41	42	41	39	39	36	36	37	34
新森小路小	44	45	50	49	46	45	43	44	43	41	40	41	40	39	36
海老江西小	46	44	44	45	41	42	45	45	37	34	32	30	29	30	28
今里交差点	49	48	51	52	52	50	50	50	46	44	44	42	42	40	37
茨田中	41	43	45	46	44	43	43	45	44	38	36	35	34	34	32
住之江交差点	45	42	46	49	46	43	38	40	39	37	37	37	36	36	34
上新庄交差点	38	40	44	46	44	43	42	37	36	35	35	33	32	32	30
我孫子中	44	42	48	50	47	36	34	36	35	33	31	30	29	30	25

NO2乾式測定法導入に伴う測定値の低下

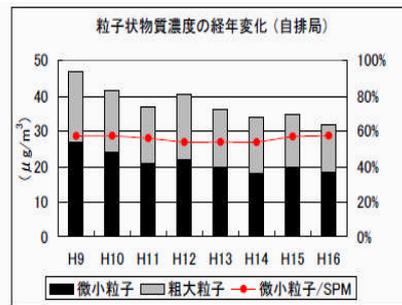
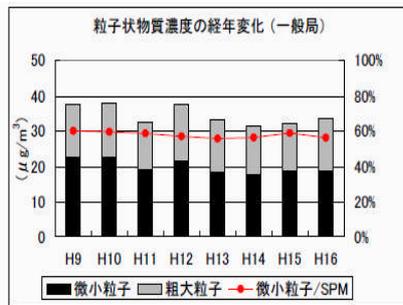
■ NO2測定法の乾式法への変更に伴い、大阪市内測定局測定値の低下

- ◇年平均値……全局平均してNOはおよそ24%、NOxはおよそ18%、NO2はおよそ10%低下
- ◇NO2日平均値の98%値……全局平均しておよそ13%低下しており、環境基準40~60ppbと比べて看過し得ない大きさ

■ 測定法間の測定値の一貫性・整合性 大阪府域、全国では湿式法と乾式法が混在

大阪市におけるPM2.5測定例

(平成19年度 大阪府微小粒子状物質実態把握検討会報告書より)



※「大気汚染濃度測定結果 大阪市都市環境局」より引用。

※一般局は摂陽中学校の測定値を、自排局は出来島小学校の測定値をさす。ただし、平成9年度及び10年については、摂陽中学校ではなく住之江小学校の測定値を用いた。

大阪府におけるPM2.5測定例

(平成19年度 大阪府微小粒子状物質実態把握検討会報告書より)

表 3.1-3 微小粒子に含まれる炭素成分の経年変化(年平均値)

成分	粒径	一般局 (大阪府環境農林水産総合研究所)					自排局 (東大阪市環境衛生検査センター)				
		H13	H14	H15	H16	H17	H13	H14	H15	H16	H17
炭素成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	微小	6.9	5.3	4.6	4.2	3.6	10.0	4.6	6.6	5.7	4.7
	粗大	2.6	1.8	0.8	1.7	1.1	3.2	2.2	1.4	2.2	1.4
粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	微小	9.5	7.1	5.4	5.9	4.7	13.2	6.8	8.0	7.9	6.1
	粗大	21	25	22	25	23	31	19	22	22	18
炭素成分の割合(%)	微小	33%	21%	21%	17%	16%	32%	24%	30%	26%	26%
	粗大	24%	7%	6%	10%	5%	17%	7%	9%	13%	9%
	微小+粗大	25%	13%	13%	13%	11%	22%	14%	19%	18%	18%

※平成13~17年度 浮遊粒子状物質調査報告書(大阪府環境農林水産総合研究所)より抜粋

※年平均値は、4月、7月、10月及び1月の平均値をさす。

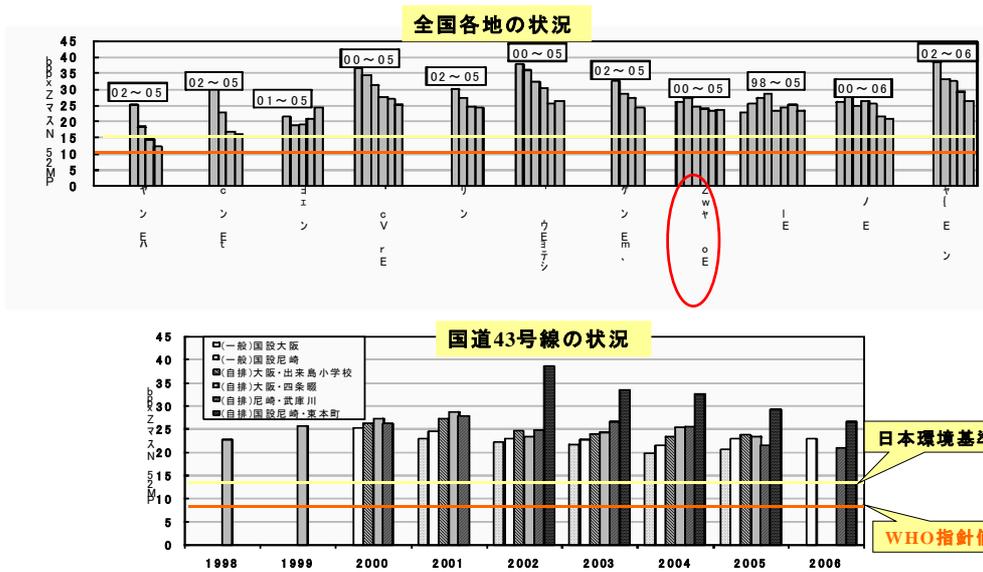
※「微小」とは2.1 μm 未満の粒子、「粗大」とは2.1 μm 以上11 μm 未満の粒子をさす。但し、平成13年度については、日本カノマックスのアンダーセンサンプラーを使用したため、「粗大」は2.1 μm 以上9.0 μm 未満の粒子をさす。

表 3.2-1 各測定方法によるPM2.5濃度の推移(国設大阪の年平均値)

	H13	H14	H15	H16	H17
PM2.5-TEOM($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	23	22	21	20	21
PM2.5-BAM($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	28	24	26	(28)	(26)
SPM($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	34	30	30	29	29
PM2.5-TEOM/SPM	0.68	0.74	0.70	0.67	0.70
PM2.5-BAM/SPM	0.82	0.80	0.85	(0.97)	(0.88)

※()は欠測値を含む(平成16年12月~平成17年11月 PM2.5-BAM欠測)

PM2.5年平均濃度の状況



日本の環境基準とWHO指針値

	日本の環境基準	WHOの指針値(2005年改訂値)
SO ₂	日平均値; 40ppb以下(1973. 5.16告示) 1時間値; 100ppb以下	日平均値; 7ppb (20 μg/m ³) 10分平均値; 175ppb (500 μg/m ³)
NO ₂	日平均値; 40~60ppbまでのゾーン内又はそれ以下(1978. 7.11告示)	年平均値; 20.4ppb (40 μg/m ³) 1時間平均値; 102ppb (200 μg/m ³)
PM	SPM; 日平均値; 100 μg/m ³ 以下、1時間値が200 μg/m ³ 以下(1973. 5.8告示) PM _{2.5} ; 年平均値15 μg/m ³ 以下、日平均値35 μg/m ³ 以下(2009.9.9告示)	PM ₁₀ ; 年平均値20 μg/m ³ 、日平均値50 μg/m ³ PM _{2.5} ; 年平均値10 μg/m ³ 、日平均値25 μg/m ³
O _x	1時間値; 60ppb以下(1973.5.8告示)	O ₃ ; 8時間平均値 47ppb (100 μg/m ³)

- 総じてWHO指針値に比べ、日本環境基準は緩い
- SO₂ ; WHOは2005年に指針値を大幅に強化した
- NO₂; WHO指針値は日本基準の下限に相当する
- オキシダントは定義異なるので直接比較できない

主要汚染物質からみた 大阪市の大気汚染状況

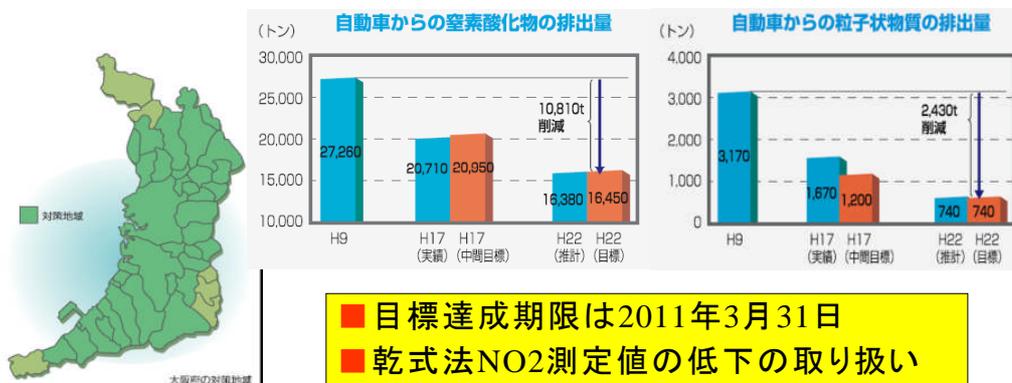
- NO₂は測定法の影響を考慮すれば、環境基準の上限も依然未達成
- 粒子状物質は、とくにPM_{2.5}で新環境基準未達成
- オキシダントは環境基準を超える濃度で汚染が増え続けている
- SO₂もWHO指針値からみると要注意

大気汚染に関わるいくつかの課題

- PM_{2.5}対策の具体化
 - 監視体制……測定網の構築
 - 汚染改善……環境基準達成計画の具体化
 - 汚染防止……排出規制、環境アセスメント充実 など
- 自動車PM・NO_x総量削減計画達成期限
 - 今年は、1次計画失敗後の2次計画最終年度
- NO₂ゾーン環境基準の運用問題
- NO₂測定値問題
 - 異なる測定法による測定値の整合性・一貫性の問題
- 被害者救済問題

大阪の自動車NO_x・PM総量削減計画

- ・ 窒素酸化物 平成17年度までに二酸化窒素に係る環境基準を概ね達成
平成22年度までに二酸化窒素に係る環境基準を達成
- ・ 粒子状物質 平成22年度までに浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成



- 目標達成期限は2011年3月31日
- 乾式法NO₂測定値の低下の取り扱い
- PM_{2.5}の環境基準は評価対象に入るか

平成 22 年 1 月 30 日

廃プラ施設からの公害から健康と環境を守るたたかい 廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会

代表 牧 隆 三

この度は第 38 回大阪府民集会公害環境デーの催しに「守る会」をお招き頂き、まことにありがとうございます。

寝屋川市で起こっております廃プラの処理から生じております健康被害につき、お話をさせていただきます。

まず、起こっております地域は、寝屋川市の東部地域、北生駒のふもとの緩やかな丘陵地域にある住宅地域です。この丘陵地域の窪地を流れる打上川という川のそばに民間会社であるリサイクル・アンド・イコール社と寝屋川、枚方、交野、四條畷 4 市でつくる北河内 4 市リサイクル施設組合の 2 つの廃プラ処理施設があります。住民の健康被害は、二つの廃プラ施設から半径 1 5 0 0 m のほぼ円周内でおこっております。この地域の人口は約 2 万 5 千人ほどです。

平成 16 年 3 月にリサイクル・アンド・イコール社の建設工事が始まり、17 年 4 月から一般家庭の廃プラを原料としてプラスチックを選別、破碎、熔融、成型してパレット（荷台）の製作を、またその東側に道路をはさんで北河内 4 市リサイクル施設組合が 20 年 2 月からそれぞれ稼働しました。

これら 2 つの廃プラ処理施設が処理する処理量は年間合算 2 万 4 千トンに達し、全国の廃プラ処理施設の中でベストテンに入る大きさです。

最初に始まったリサイクル・アンド・イコール社からは平成 1 7 年の夏頃から異臭が漂いはじめ、周辺住民から健康被害の声が聞かれるようになりました。

どういう健康被害かと申しますと、目、鼻、喉の不具合、皮膚の湿疹、頭痛、身体がだるいなどです。その具体的な症状につきましては、パンフレットの 5 ページに詳述しております。

まず、プラスチックは、最初に製造されたときは安定剤などで安定していますが、古びて寿命が来ると壊れやすくなり、まして圧縮や摩擦など物理的な衝撃や熱で熔融などをすると組織が分解し、揮発した毒ガスが出るということがわかってきました。廃プラは置いておくだけでも毒が発散します。

このことは、一般にはよく知られていないので、私たちも知らなかったのですが、全く似たことが、東京都の杉並区のごみ処理場で家庭廃プラを含んだゴミの圧縮梱包から多くの健康被害者が発生したことでよく知られてきた問題であったのです。

身近な例では、平成 2 0 年 1 月に豊中で新築、開館した阪大の建物が、健康不具合者が生まれ、それが継続、拡大したため閉館して調査したところ、患者にはシックハウスの診断が下されました。

シックハウスの基準値は 4 0 0 とされていますが、阪大で検出された環境有害物質の値は基準値からははるかに小さいものだったようです。

ところが、寝屋川の北河内 4 市リサイクル施設組合では、平成 2 0 年 2 月 1 日に操業を始めたとき、門扉に参考値として TVOC 値を 1 4 0 0 と高く掲げました。そして操業が始まってからは、平均 5 0 0 0、3 万を超えたときもあります。ところが問題は平成 2 0 年 1 1 月にこの参考値を 2

1万5千2百に書き換えられたことです。

平成17年3月に、専門委員会で活性炭を活用させれば90%以上有害化学物質を除去することが出来ると結論して建設を許されたこの施設ですが、大気を清純に保つという大切な環境保全姿勢は元より存在しておりません。

この上、第二京阪国道が今年3月20日から開通し、10万台近い車輛が2つの廃プラ工場の真横を通過するようになると、私たちの大気環境はどのようになるのでしょうか。しっかりと監視しなければなりません。

以上で大略をお話いたしました。問題はこの数年にわたる地域行政の姿勢です。

先ず、ゴミ処理は私たち住民にとって大切な問題ですから、行政とともに忍従すべきところは当然忍従するだけの良識を持たなければならないと思っております。

行政側が、一番に状況を話して、その協力を求めるべき先は住民に対してであります。

しかし、平成16年3月にリサイクル・アンド・イコール社が建設工事を始めたときは、住民が意見を言う場が与えられない便法をもって、市街化調整区域内にイコール社の建設許可を与えるという、きわめて住民無視の姿勢から始まっております。

4市施設組合の施設建設に当たっても、もし公聴会、住民の意見書の取り扱いで住民の意思を尊重したり、専門委員会では内容の深い専門家の意見を正しく聴こうとする姿勢が行政側にあれば、現在多くの住民を困らせている健康被害問題などは発生するはずはありません。

私たちは、この行政に対して、予防原則に則って、十分な検討を要望したのですが、すべて先に委員会で可決済、議会で可決済と、一切住民との対話を避け続けて来たことが、この不幸な結果をもたらしたものと思います。

また、裁判所は、専門家の陳述、証言を、その本論に立ち入らずに、例えば調査の手助けに自治会のバイアスがかかったなどと被告側の素人考えを採る、私たちの健康被害は老齢と心因性から来るものであり、廃プラの毒性は出るには出ても健康に被害を起こすほどのものは到達していないから被害は発生しない。まして公共性、公益性を併せもつ2つの廃プラ施設は当然に忍従すべき程度のものであるとしたのです。

そして、全量の半分で製作されるパレットは1個600円の粗製品しか作れず、それにかかる費用が8000円にも上り(パンフレット12ページ)、その大気汚染は千人単位の健康被害者を生み、子供や胎児への影響については予測不能の心配をはらんでいる現実を行政はしっかりと認識すべきでしょう。

私たちは、行政の体質を健全にするには、選挙への私たちの姿勢に反省を加え、正しい民主社会の建設にもっと大きな責任を持たなければなりません。

以 上

大阪泉南アスベスト国賠訴訟（第1陣）の概要と意義

～勝訴判決を被害救済制度の確立の礎に～

2010. 1. 30

泉南アスベスト国賠弁護団

1 訴訟の概要

- ・2006年5月26日提訴。現在原告30名（被害者26名）。
- ・2009年11月11日結審
- ・2010年5月16日判決予定

2 泉南地域の被害の特徴

泉南地域は、戦前（約100年前）から、我が国の石綿産業（石綿原石から糸、布、ひも等を作る一次加工業）の中心地であった。多くの零細工場ないし家内工業が住居・田畑に隣接して集中立地し（「石綿村」と呼ばれた）、戦前は軍需産業を、戦後は船舶・鉄道・自動車・建設など大企業に石綿製品を納入するなど基幹産業を支えてきた。零細ないし家内企業がゆえに石綿工場は劣悪な労働環境であり、石綿原料から糸、布をつくるという最も石綿に曝露しやすい危険な作業を、貧困層が家族ぐるみで担った。また、工場外への石綿粉じんの飛散もあった。

そのため泉南地域の石綿による健康被害も戦前から現在まで長期にわたり、従業員、家族、工場近隣住民や作業員、などに広範に広がった。

3 審理で明らかになった国は「知っていた。できた。やらなかった」

- (1) 国は「知っていた」→ 石綿による健康被害の発生の医学的知見と認識は存在していた。
- (2) 国は「できた」→回避可能性（工学的情報）は十分にあった。
- (3) 国は「やらなかった」→必要な規制権限行使を怠った。

4 泉南地域から最初に国の責任を問う必要性

第1に国は、石綿の有害性を知りながらアスベスト政策を推し進めたのであり、泉南の被害に対し、直接的な責任を負う。

国は、石綿の有害性を認識しつつ、その有用性（耐熱・耐火など）ゆえに戦前の軍需産業、戦後の高度経済成長のなかで石綿産業の保護育成を優先させて適切な規制を怠った。特に泉南地域では大半が零細企業、家内工業であり、自主的に高いコストかけて安全措置を行うことは想定しがたく、被害防止のためには国による規制が不可欠であった。国は、泉南を「捨て石」にしてきたのであり、その被害発生・拡大に重大な責任を負う。

第2に国が泉南の被害を知りながら適切な規制を行わなかったことで、その後の

多方面にわたる被害を拡大させた。

国が泉南での被害発生を受けて国が適切な規制を行ってれば、石綿は戦後の経済成長期において、建材等用途を広げ、社会の隅々に遍在することはなかった。特に建材等アスベスト被害は、生産・製造・解体・廃棄の過程で労働者、家族、住民に被害を発生させるものであり、生産中止をした後もストック（石綿の累積輸入量は1000万トンであり、そのうち70～80%が建材に使用）がある限り、被害発生危険性が続く。

アスベストによる健康被害は、泉南地域だけのものではなく、全国で過去に石綿に曝露した人が20年～40年の潜伏期間を経て今後発症する、あるいは、将来曝露する危険性があり、全ての国民にとっても身近に起こりうる。裁判で過去の国の責任を明確化する必要がある。

第3に、国の責任を明確化することによって、過去の被害救済及び将来の被害発生防止について全面的な解決を目指す。

2007年2月に成立した石綿新法をもって幕引きを考えているが、この新法は「隙間のない救済」といううたい文句にはほど遠い。

①対象疾病は中皮腫と肺がんのみであり、泉南地域で圧倒的に多い石綿肺は対象から除外されている。同様に、全国で多数の存在が予想される建築現場で石綿粉じん曝露して石綿肺になった一人親方も、労災の対象にならず、また、新法からも除外されている。

②給付額（例えば療養手当は月10万円）も低い。

→新法は国の責任を認めたいうでの補償法や賠償法ではなくいわば「気の毒」な人を救うための「救済法」との位置付け。今回の訴訟で被害発生と拡大についての国の責任を明確化することによって、石綿肺を含めた真に隙間のない十分な「補償法」のシステムの構築を求める必要がある。

過去の国の責任を明確にすることによって、過去の被害救済のみならず、今後発生するであろう被害の救済そして、将来の被害発生防止のためのより万全な対策実施を目指す。

5 さいごに～この裁判を通じてアピールしたいこと～

「公害は被害に始まり被害に終わる」

「被害は自明ではない。発見されるものだ」

「過去に目を閉じるものは現在に対しても盲目である。」

被害の発生・拡大の責任の所在を明確にしないかぎり、本当の意味での被害救済や被害防止はない。

以上

泉南アスベスト国賠訴訟

国は知っていた。できた。やらなかった。

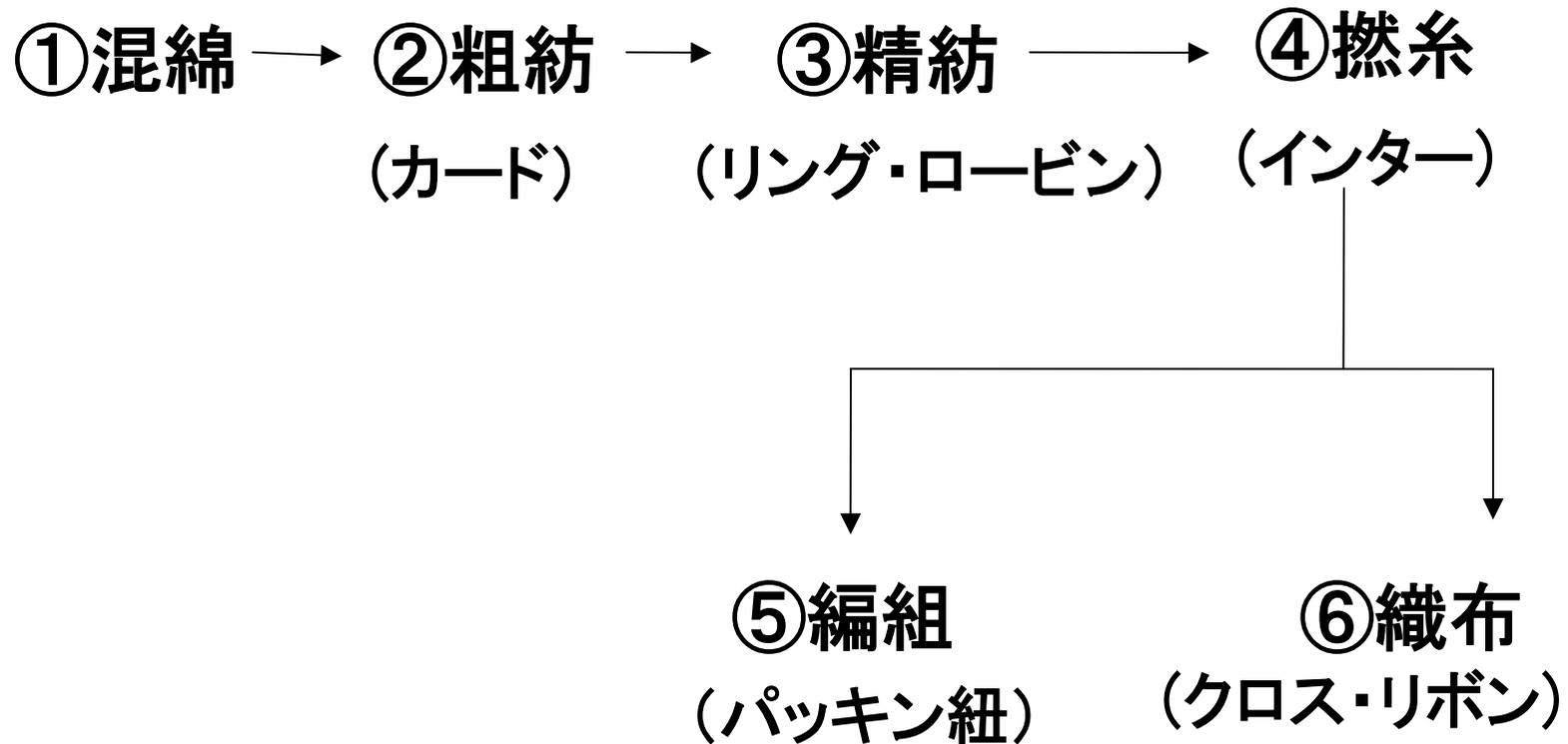
第38回公害環境デー
2010年1月30日

泉南アスベスト産業の特徴と構造

- ① 石綿紡織業が主たる業種である。
→石綿製品の第一次加工を担う。
- ② 多数かつ零細な石綿紡織工場が集中立地
→周辺に家内業、内職、派生業種、
関連業種が集積
- ③ 100年もの長きにわたり操業
→大正～平成に及ぶ操業

泉南アスベスト産業の特徴と構造

～石綿紡織製品製造工程～



泉南アスベスト産業の特徴と構造

～石綿紡織製品～



石綿糸(単糸)

泉南アスベスト産業の特徴と構造

～石綿紡織製品～



石綿布

泉南アスベスト産業の特徴と構造

～石綿紡織製品～



石綿リボン



石綿工場内外での粉じん飛散状況

～工場内の粉じん飛散～

- ・混綿作業、カード作業など
- ・カード機清掃時
→他にも増して凄まじい
粉塵飛散
- ・粉じん作業と他の作業が同居



手作業による混綿作業

石綿工場内外での粉じん飛散状況

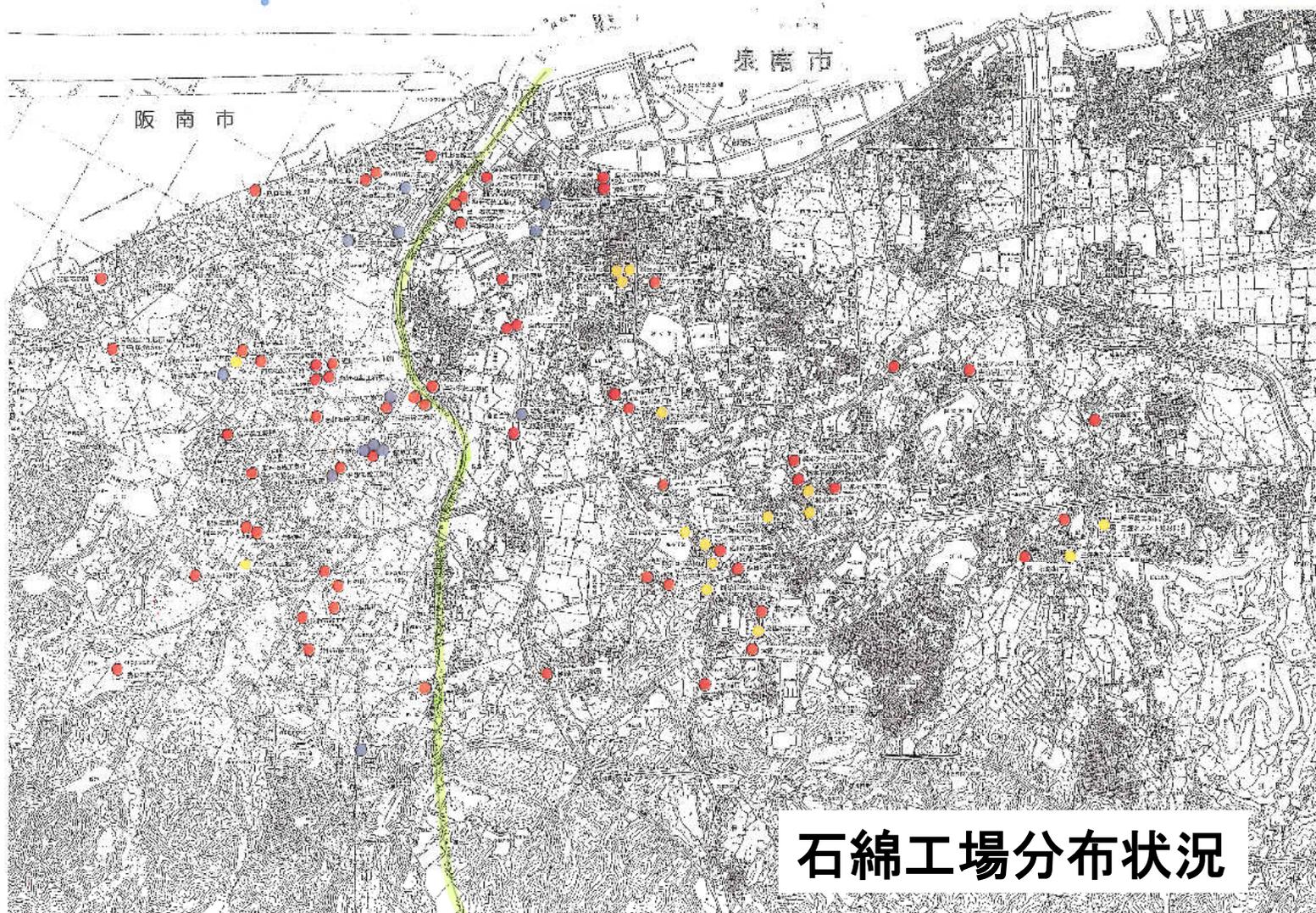
～工場外の粉じん飛散～

- ・泉南地域全体が石綿工場の
一大集積地
- ・煙突から、窓から、外へと
吹き出す石綿粉じん
- ・医師、住民らの証言
→町中でも綿のように降り
積もる石綿

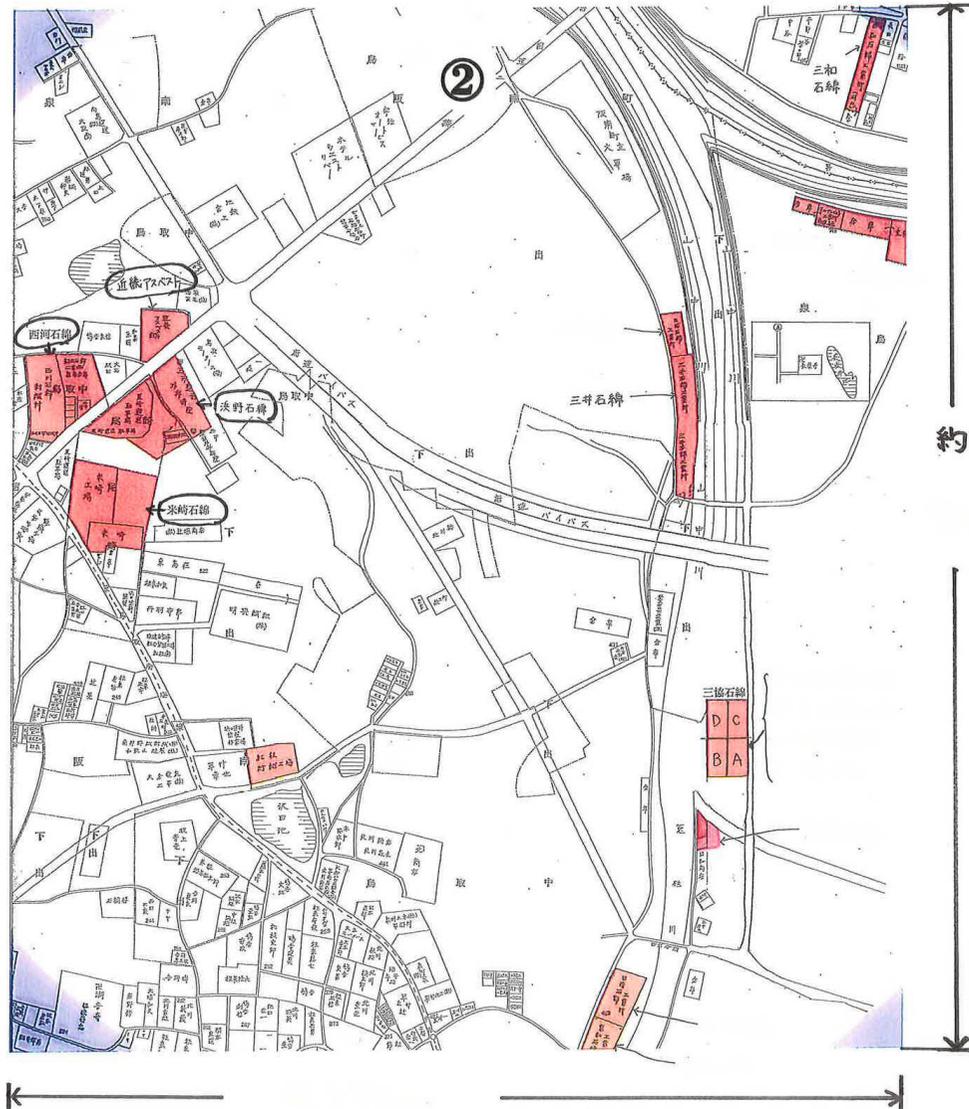


屋根に降り積もる石綿粉じん

泉南アスベスト産業の特徴と構造



泉南アスベスト産業の特徴と構造



「石綿村」

石綿健康被害の医学的情報

～国は知っていた～

- ① 海外では戦前から石綿肺の医学的情報があった。
- ② 国内では1937(昭和12)年～1940(昭和15)年の旧内務省保険院による疫学的臨床的調査。
- ③ 昭和22年時点において石綿肺を労災の補償対象に

石綿粉じん対策（工学的情報）

～国はできた～

- ① 情報提供と調査義務
- ② 粉じんの発生抑制
- ③ 暴露防止
- ④ 定期測定の義務づけと基準濃度設定

規制・監督権限の不行使

～国はやらなかった～

法令が非常に抽象的で、極めて不備

昭和46年にようやく、特定化学物質等障害等
予防規則を制定して局所排気装置設置や測定
を義務づけたが、その規制があまりにも遅く、
また、内容も不十分であり、被害が発生、拡大し
た。

更にその後も被害実態(石綿労働者の死因・
平均寿命)を隠し続けた

泉南国国賠訴訟の意義

1. 泉南の石綿被害者に対する責任

- ・泉南の被害の特殊性

 - 零細・家内工業であり、被害防止には国による規制が不可欠

- ・国自らが被害を認識

 - 保険院調査により被害実態を国自身が把握

- ・国自らが産業を保護・育成・利用

国の石綿政策

- ① 明治・大正期における石綿産業
軍艦に用いる石綿製品の製造を政府が依頼
軍需・造船・民需へと用途を広げる
- ② 戦中・戦後期
軍需物資～肥料製造のための電解隔膜布と
しての需要→国をあげての輸入再開運動によ
り命脈をつなぐ。
- ③ 高度経済成長期
重化学工業・自動車・機械工業に不可欠

泉南国賠訴訟の意義

2. その後拡大した石綿被害に対する責任

- ・国は70年以上もの長期にわたり、被害の発生と拡大を放置
- ・戦後、紡織業のみならず様々な用途を得た石綿産業を、国は保護、育成、利用してきた
- ・その結果、生産、製造、解体、廃棄の各過程で被害を生み出すストック型公害となった

労働者、住民の生命・健康よりも経済成長を優先

→労働安全対策・環境対策は後回し

→泉南のアスベスト労働者は、戦後経済成長の「捨て石」にされた

泉南国賠訴訟の意義

3. 過去の被害救済・将来の被害発生防止

- ・石綿被害の原因と責任の究明なしには、石綿問題の解決はない
- ・「過去に目を閉じるものは現在に対しても盲目である。」
- ・新法の不十分性「真の隙間のない救済を」

**公正判決による早期解決・
早期救済を！**

泉南アスベスト国賠訴訟原告一同

COP15参加 デンマーク見て歩き

2009年12月15日～24日

大阪から公害をなくす会

中村 毅

COP15に求められていたこと

●京都議定書（1997年 COP3） 現在190カ国が批准・締結

★過去の温室効果ガス排出に大きな責任を負う先進国に削減目標を義務付けた。

★2008年から2012年（第一約束期間）には年平均排出量を90年比で5%以上削減することを目標に決めた。

★義務を守らなければ国際法違反として、達成できなかった削減量の1.3倍を13年以降に上乗せして削減しなければならないという罰則規定。

⇒2013年以降の温暖化対策について、数値目標を明確にした法的拘束力のある国際協定で合意すること。

●COP15（12月7日～18日の開催予定）の課題

①2020年までの温室効果ガス削減の野心的な中期目標を持つこと。

②先進国が途上国の温暖化防止対策に対し技術、資金の両面から援助すること。

③途上国が積極的な温暖化対策の実行を何らかの形で公約すること。

その背景にあるIPCC報告

●過去100年の変化

- ★ 気温は 0.74°C 上昇した。世界各国でかつて経験したことのない洪水や台風、ハリケーンなどの“異常気象”が発。大きな被害をもたらしている。
- ★ 海面は17cm上昇した。最近の10年では3.1cmも上昇している。南海の幾つかの島国が沈没、消滅の危機にある。
- ★ 北極の氷やアルプスの氷河など雪氷面積は約200万平方キロ減少した。その面積は日本の国土の5倍にもあたる。

●このまま推移すると不可逆的な破壊が

●気温上昇を 2°C 以下に抑えることは至上命題

- ★ こうしたことにならないためには、産業革命以降の気温上昇を 2°C 以下に抑える必要がある。
- ★ 具体的には、CO₂などの温室効果ガス排出量を2050年までに50～85%削減し、それ以降も削減を続けて、21世紀末には世界で90%削減すること。また、2050年までの中期目標として2020年までに25～40%削減することが、至上命題となっている。

現地での私たちの行動計画

12月16日

COP15の会場に行き、登録手続きをするとともに、会場で会議全体の様子をつかむ。COPTシャツを着、9条バッヂを付けて9条のピラをまくなどの宣伝行動をする。

12月17日

午前中、各自が地下鉄でCOP15の会場・ベラセンターへ

12月18日

各国首脳が集まるので朝早く出発し、地下鉄でCOP15の会場・ベラセンターへ。会場入口で「コペンハーゲンで決めよう！」と詰め寄るアクションを各国のNGOの人たちと一緒にやる。

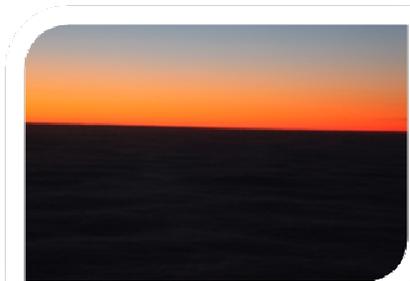
関空からコペンハーゲンへ(12月15日)



関空に集まった大阪の代表団の出発前意思統一



ドイツ・フランクフルト空港



コペンに向かう飛行機から



コペンハーゲンの中心部にあるチボリ公園



コペンハーゲン市役所前広場のオブジェとCOP15協賛のコンサート

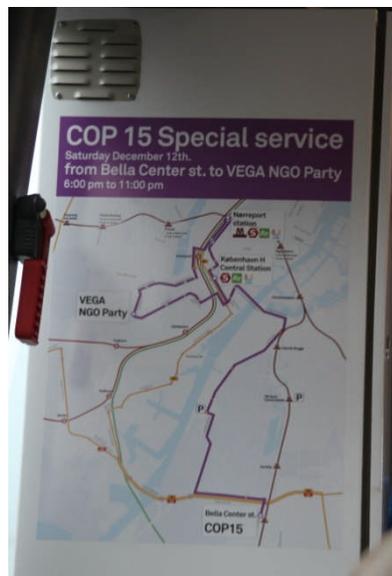
CASAの早川専務の情勢報告(16日朝)



ホテル中庭での早川専務の報告

- COP15の会場となるベラセンターに入れないという異常事態。1万5000人に対し事前参加者として4万人が登録。
 - NGOからは15～16日は7000人、17日は1000人のみ(各団体の代表者クラスだけ)。オバマ大統領が来る18日は90人しか入れないという。
 - 途上国の言い分は「先進国は少しも約束を実行しない」「温暖化防止対策は先ず先進国がキッチリやるべき」「先進国の削減目標は低すぎる」など。
 - ツバルの代表は「我々は生存をかけてここに来ている。米国の議会に我々の運命を託すわけにはいかない」と。
- 土曜日(12/12)のパレードは平和的なものだった。参加人数は政府発表3万、主催者発表5万だったが、実際は10万人近くいたようにみえた。900人余りが逮捕されたが、「6時間は何の理由がなくても拘束ができる」という法律を急ぎよ作つての逮捕劇であり、多くは2時間後には釈放されている。

COP15の会場を車窓から見る(16日午前)



無料バスでCOP会場へ



COP15会場近くのオブジェ

スローガンを書いた垂れ幕⇒



COP15の会場(左側)。まだ工事中のところも。



入口近くの群衆。デモ？ 入場待ち？

Klimaforum09などの見学(16日午後)



モリジップの写真



Klimaforum09の会場内。世界あちこちのNGOの取り組みを展示や説明で交流。各国のマスコミも来ていた。



デンマークの国会議事堂



グリーンピースの船



北極圏諸国のノースアトランティックハウス

Klimaforum09で国際交流(17日午前)



Klimaforum09内のテーマ別フォーラム。若い人々による熱のこもった討論が行われていた。Tシャツや風船を渡して交流した。



コペンハーゲンの市内観光(17日午後)



コペンハーゲン市内の中心部



ニューハブンでの記念写真



アンデルセンが童話を書いた建物



アマリエンボー宮殿の衛兵



港の人魚姫と直ぐ傍に設置されたオブジェ。後進国を犠牲に肥え太る先進国を風刺。



COP最終日のベラセンターを見る(18日午前)



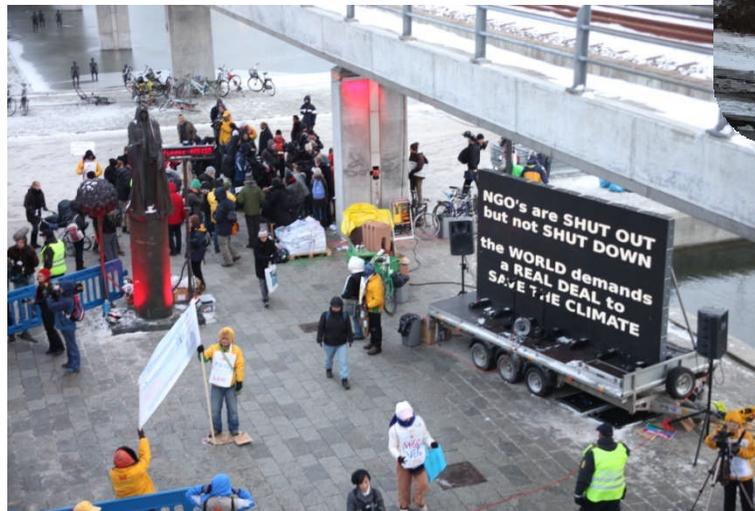
COP15会場への検問所(左側)



CO₂ 1tの大きさを示す



検問所前の高架の下の水路のオブジェ



検問所前でアピールする人たち(駅ホームから)



夜は市民気候サミットの会場へ(18日夜)



市民気候サミットの会場内



パフォーマンスをする若者



COP15の会場を映し出す大型テレビ画面

会場中央の舞台



「化石賞」の表彰もここでされた



深夜に流れる途上国側(?)の記者会見らしき映像

COP15の受入れとCO₂削減キャンペーン



街の中で建物の壁に書かれてい



コペンハーゲン中央駅で



コペンハーゲン空港で⇒



COP15ニュースを配達する車



広場にあった国連の「世界環境百景」



市内中心部とCOP会場を結ぶシャトルバス

コペンハーゲン合意の内容とは

19日の午前、この合意に「留意する」とする決議を全会一致で採択してCOP15は閉幕した。その内容

- ①地球の気温上昇を2度以内にすべきとする科学的知見を認識し、気候変動対策のための長期的な協力行動を強化する。そのために温室効果ガスの大幅削減が必要であることに合意する。
- ②先進国は2020年までの温室効果ガス削減の数値目標を、途上国は持続可能な開発に努めるとともに温暖化対策を、2010年1月31日までに提出する。
- ③先進国は途上国の温暖化対策のために資金、技術、能力開発で支援する。
- ④先進国は協力して途上国に対し10～12年には計300億ドル規模、20年の時点では年間1000億ドル規模の資金援助を行う。

コペンハーゲン合意の積極面

コペンハーゲン合意の積極面としては以下の点が挙げられる。

- ①地球の気温上昇を、産業革命前比で2度以内にすべきという「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」による科学的見解を共通認識にした。
- ②温暖化対策をめぐる先進国と途上国の「共通だが差異ある責任」の原則を再確認した。
- ③先進国による途上国の温暖化対策への資金援助方針を確認した。
- ④京都議定書では削減行動を求められなかったアメリカや途上国も何らかの行動をとることが初めて規定された。

コペンハーゲン合意の弱点・問題点

弱点・問題点としては次のような点が挙げられる。

- ①温室効果ガス削減についての数値目標が定められていない。
- ②「合意」「留意」にとどまって法的拘束力をもつ協定となっていない。
- ③2020年までの中期、2050年までの長期といった中・長期の削減目標がない。
- ④各国の自主削減目標を積み上げたとしても「2度以内」は達成できず、3～4度上昇もありうるとの試算が出ている。

日本の政府と財界がとった態度

- 昨年9月に鳩山首相が国連気候変動首脳会合で表明した「日本は温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減することを目指す」という公約は各国から歓迎され、その後の流れに大きな影響を与えた。
- しかし、その後の鳩山政権は、国内での目立った具体策も打ち出さなばかりか、演説の中の「すべての主要排出国の参加」が前提という点を強調し、率先垂範する姿勢を後退させている。京都議定書の延長にも反対して、再び「化石賞」を受ける事態となった。
- 日本の経済・産業界は「25%削減」はもとより京都議定書の延長にも強く反対。彼らがいう理由は、「日本だけが高い削減目標を持つ必要はない」「CO₂削減対策にはコストがかかり『国際競争力』を弱める」など。
- ここには先進国の経済・産業界が率先して地球の温暖化防止に取り組むという姿勢もなければ、温暖化防止への投資は新たな産業、事業の発展につながるという発想の転換もない。彼らの姿勢は、地球と人類を犠牲にしてでも自己の利潤を追求しようとする論理。

私たちにはどんな行動が

- COP15は極めて不十分だが、アメリカや中国を含む世界120カ国の首脳が集まって地球温暖化問題を議論し、“科学の要請”に応えることを共通の確認にしたことは大きな前進。「合意」を具体化するための取り組みを開始し、今年11月にメキシコで開催されるCOP16では、必ず大きな成果が勝ち取られるようすることが大事。
- 日本の政府や各自治体、経済・産業界に対しては次ことを要求していく。
 - ★ 25%削減するという国際公約は他の国がいかなる態度を取ろうとも率先して進めること。
 - ★ 公約を実現するために産業界との公的削減協定や環境税、排出量取引制度の検討など実効ある措置に早急に着手すること。
 - ★ 「原発」推進政策は止めて、風力や太陽光、バイオマス発電など自然エネルギー、再生可能エネルギーへの転換政策をすすめること。
 - ★ 大量生産・大量消費・大量廃棄といった産業構造・生活様式を抜本的に転換する施策を実施すること。
- 私たち市民レベルでも、温暖化問題について大いに学習し、太陽光発電や太陽熱温水器、家庭用コジェネ発電装置の設置など個人や家庭で出来る自然・再生可能エネルギーへの転換に取り組む。また、市民共同発電所づくりなど地域やNPOでの再生可能エネルギーの普及活動に積極的に取り組んでいくこと。

デンマークという国

- デンマークの国土面積は九州より少し広い程度の約4万3000平方キロ
- 人口は北海道よりやや少ない547万人(2007年)
- 一番高いところでも標高173メートルという平坦な土地。国土の63%が農地。
- 世界で28カ国しかないと言われる王政の国。議会は一院制の議会内閣制。
- キリスト教の一派、福音ルーテル教を国教と定めている(憲法第4条)。国民の95%が福音ルーテル教。
- 高所得、高負担(税率50%)、高福祉の国

道路には自転車専用道もある

平坦なデンマークの地形。



自転車専用道(左)と駐輪場(上)



違法駐輪の撤去も

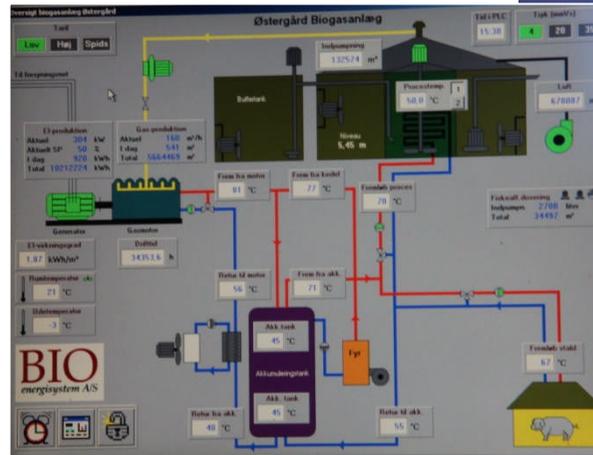


コペンハーゲン市民の3人に1人は自転車で出勤しているという。自転車は電車や地下鉄にも乗り入れ出来る。

進む再生可能エネルギーによる発電



豚の糞尿をなどを使ってのコージェネ（熱電併用）発電の仕組み（下）とその実際（左上と左）



廃棄物・チップ、
廃材・麦わらな
どを資源とする
コージェネ発電。

←麦わら



風力発電。最近では洋上に建設



廃棄物・チップ・廃材等の攪拌現場（上）
と地域に暖房用温水を送るポンプ（右）



デンマークのエネルギー・食料政策

- 1973年の第一次オイルショックを契機に政策を大きく転換。政策の基本は「食料とエネルギーの自給なくして国の独立なし」
- エネルギーの自給率は1972年の2%から2004年には155%に
 - ★原油生産は217倍、天然ガス生産は構成比ゼロから27%に
 - ★再生可能エネルギーは8.39倍(2007年には全電力の17%に)
 - ★再生可能エネルギー源のエネルギー供給比率(2007年)
 - * 廃棄物.....47% * 麦わら..... 4%
 - * 木材・廃材..... 31% * バイオガス..... 1%
 - * 風力発電.....18%
 - ★風力発電は2008年末で5177基で、大型化・洋上化がすすんでいる。コージェネ発電所は全国で31カ所。
 - ★地域暖房用温水は水道管と同じ所に埋設。各家庭はトイレ・風呂場含めて床暖房。温水の温度低下は15Kmで1°C程度。
- 食料の自供率は300% (ちなみに日本は40%以下)

教育と医療費はすべて無料



国民学校の玄関ホール。ゆったりしている。



中学生の英語(上)と小学生の家庭科の授業の様子(右)。1クラス
の人数は平均で19.3人。親の子
供に対する扶養義務は18歳まで
で、その時点で学生の場合は国か
ら月額約10万円の「就学支援金」
が支給される。



見学した介護センターの様子。居住面積
は1人36㎡で全て個室(上、左上、左)。
下は食堂兼語らいのホール。
医療費はすべて国の税金で賄われる。そ
の根本に国民は国の大事な「資源」という
発想がある。



もう一つの世界は可能

デンマークの国家予算の歳出項目の構成比の変遷

●1835年

(アンデルセンが生きた時代)

- ・国債の返済費..... 40%
- ・国防費.....27%
- ・王室維持費.....10%
- ・中央政府運営管理費... 9%
- ・年金および救済費..... 7%
- ・公共事業費など..... 6%

●1996年

- ・社会保障および福祉費... 43%
- ・保健費..... 9%
- ・教育費..... 12%
- 小計 64%
- ・国債の返済費..... 10%
- ・国防費..... 3%

ムダな公共事業費の削減、軍事費や米軍への思いやり予算を削って、暮らし・福祉・教育の充実に国の歳出を大きく転換せよという私たちの要求は決して絵空事、夢物語ではない。デンマークはそういう政治を今、現実にやっている。もう一つの世界は十分可能だ！

終わり

温暖化対策を口実とする原発推進の問題点

プルサーマルの危険

原発問題住民運動大阪連絡会 木下 園一

紹介を受けました原発問題住民運動大阪連絡会の木下です。「温暖化対策を口実とする原発推進の問題点・プルサーマルの危険」について報告します。

今、日本全国では55基（約4900万kw）の原発があり、日本全国で使用する電力の約1/3を発電しています。関西地方では関西電力が11基、日本原子力発電が2基保有しており、全て福井県の敦賀湾沿岸にあります。

○きれいごと願望で書かれた原子力立国計画

国、財界、電力業界は日本のエネルギー政策の根幹に原発推進を据え、○6年8月に「原子力立国計画」策定し推進しています。その推進の理由付けの第一は、エネルギー資源の少ない我が国の将来に向け、「核燃料サイクル」と呼ぶ核燃料の繰り返し利用で、半永久的なエネルギー源として原子力発電を確保するということです。

そしてもう一つの理由付けが「原発は発電の時にCO₂を出さないから、地球温暖化対策の貴重な手段となる」ということです。この考えは鳩山新政権でも同じです。この二つの推進理由には多くの問題があります。その問題点を説明しますがその前に。原子力発電そのものが抱える根本的な問題点を指摘しておきます。

○原発の本質的な危険性

原発が抱えている本質的な危険は、構造上、原子炉の中に常に膨大な放射性物質すなわち放射能を閉じ込め貯えてかなければならず、その大量の放射能物質（放射能）が事故などによって外部に放出される可能性を否定できません。そして放射能物質が発する放射線は生物にとってきわめて危険であり、その膨大な放射性物質の実用的な処理処分・無害化の手段が出来ていないことです。この本質的な危険を頭において原発推進の問題点を考えて見ます。

○原発は果たしてクリーンか？

原発は果たしてクリーンなエネルギー源でしょうか。確かに発電の時に大量のCO₂は発生しません。しかしその原発が他の環境破壊の原因になるならクリーンとは言えません。地球環境問題は温暖化だけではありません。地球上で生物や人類が安全に生き続けられる環境条件の全てを含みます。CO₂は減らしたが地球上の放射能を増やしてはクリーンとは言えません。原発がクリーンでない条件を挙げてみると。*大事故で放射能を広い範囲にまき散らす危険がつきまとう*「トイレのないマンション」と言われるように、原発から発生する高レベル放射性廃棄物（「死の灰」）の処理・処分方法が完成して居らず、後の世代に最悪の負の遺産を残すことになる*労働者の被曝が絶えない・・・等の問題点が出てき

ます。そしてここ数年の柏崎刈羽原発や浜岡原発の被災経験から、大地震活動期に入った日本では、大震災と原発事故が結びついて未曾有の災害となる「原発震災」の危険が言われるようになりました。また原発そのものの老朽化の問題もあります。今の日本では原発はクリーンと言えません。

○満身創痍の「核燃料サイクル」

「原子力立国計画」美しく描きだした「核燃料サイクル」ですが、それを構成している個々の核施設がそれぞれ大きな問題を抱えて破綻しそうです。

- ・サイクルの要となる青森県六箇所村の「再処理施設」は 93 年に着工し、2 兆 2 千億を費やしてやっと最終試験まで来たが処理技術で行き詰まり、完成目標が今年の 10 月まで延期されたが完成の目途が着いていません。
- ・プルトニウムを増殖させてサイクルの主役となる高速増殖炉「もんじゅ」は 95 年のナトリウム漏れ爆発事故で止まったままで今年の運転再開を目指して四苦八苦の状況です。
- ・高レベル放射性廃棄物最終処分地はいまだに目途が立っていません。
- ・海外に委託した再処理で溜まったプルトニウムが国内処理分と合わせて 50 トンを超え、直接の爆弾製造の原料ではないにしても核拡散の疑惑を生む条件が進んでいます。
- ・そこで、プルトニウム過剰蓄積の解消策として、政府と電気産業連合会の指導で強引に進められているのがプルサーマルです。

○プルトニウム減らしのために進められるプルサーマル

プルサーマルはまず大手からということで関電は 90 年代に計画しましたが燃料検査データ改ざん問題などで実現せず、結局、九州電力玄海原発 3 号機で 09 年 11 月に日本ではじめて実施されました。関電はいま、10 年度に高浜 3 号機と 4 号機に導入予定で準備を進めています。れわれはプルサーマル反対の立場で関電と話し合いをしてきました。関電はその目的を「資源の少ない日本で、燃えずに残る 95% の貴重なウラン資源を繰り返し再処理して有効に使う」ためだと主張しましたが、我々は、実際には危険で繰り返し再処理は出来ないとの指摘を中心に反対しています。

使用済み燃料の中に燃えないプルトニウムや、普通よりも放射能の強い重い原子が増えて再処理が難しく、周囲の被曝の危険が増えて繰り返しの再処理は困難です。新しく必要な高度な再処理施設は技術的に難しく困難で、経済的にも大きな負担になります。

結局、プルサーマルは、ウラン資源の節約にならない、危険と負担を増やす計画で、保有しているプルトニウムを減らすために強行されている、としか考えられません。

○地球温暖化対策に「原発推進」は見当違い

以上で説明したように、「温暖化対策のためには原発推進が必要だ」という考えは、原発の環境全体への影響を見ない、偏った、見当違いの考えです。私達は資源やエネルギーの無駄な使用をおおる大量消費の暮らし方の転換、安全で再生可能な太陽光発電などの自然エネルギーの抜本的な強化、CO₂ を出さない新技術の開発普及などに向かって力を尽くすことが大切だと思います。以上で報告を終わります。

西淀川公害訴訟

- 企業からのばい煙と道路からの排ガスによる都市型複合大気汚染の法的責任を初めて問うた公害訴訟。
- 阪神工業地帯の主要企業10社と国・阪神高速道路公団を相手取り、健康被害に対する損害賠償と環境基準を越える汚染物質の排出差し止めを求めて、1978(昭和53)年に提訴。
- 1995年7月の地裁判決では、道路から排出される汚染物質と健康被害との因果関係があるとして、**国・公団の責任を初めて認定**。(企業との間では、1995年3月に和解成立)
- 1998年の和解**(別紙参照)では、原告である公害病患者らは地裁判決で勝訴した際の**損害賠償金を放棄する代わりに、国が西淀川区の道路環境対策を実施することを約束**。
- 具体的対策の意見交換の場として**連絡会を設置**

道路や交差点のあり方で国交省と継続交渉 西淀川裁判和解後の「連絡会」

2010年1月30日
(財)公害地域再生センター

1

2

西淀川道路連絡会の設置

- 名称: **西淀川地区道路沿道環境に関する連絡会**
 - 目的: 西淀川地区の道路における環境施策の円滑かつ効果的な実施に資すること
 - 構成: 国土交通省近畿地方整備局
阪神高速道路株式会社
原告団
 - 内容: 対象道路の環境等に関すること
対象道路の道路構造対策に関すること
その他必要な事項に関すること
についての意見交換(年1回開催)
- * 同様の連絡会は、川崎、尼崎、名古屋南部でも実施

3

西淀川道路連絡会の実施状況

第1回	1998年10月18日	和解後初めての連絡会。環境対策の全体像について検討
第2回	1999年3月1日	歌島橋交差点の改良工事の計画、光触媒実験の内容 他
第3回	1999年8月3日	西淀川における環境対策のあり方 他
第4回	2000年6月27日	今後の西淀川対策の進め方、建設省としての位置づけ 他
第5回	2001年5月30日	環境ロードプライシングの試行にむけての検討 他
第6回	2002年6月3日	PM2.5の測定のあり方・実施時期、環境ロードプライシングの進捗状況 他
第7回	2003年10月21日	初めて公開で実施。和解後最悪の大気汚染状況の解決方法 他
第8回	2004年6月29日	大型車対策のあり方、課題解決型社会実験、大型車対策のための総合調査、歌島橋交差点改良工事、PM2.5測定方法 他
第9回	2005年5月27日	大型車対策のあり方、課題解決型社会実験、大型車対策のための総合調査、歌島橋交差点改良工事、PM2.5測定方法 他
第10回	2006年6月23日	西淀川での今後の対応策、環境基準、大型車対策のあり方、歌島橋交差点改良工事、合同見学会 他
第11回	2007年6月26日	NO _x 濃度の環境基準、PM2.5の状況、大型車対策、中島地区のバリアフリー、歌島橋交差点改良工事 他
第12回	2008年6月24日	大型車と交通量の削減に向けた施策、歌島橋交差点問題、沿道対策 他
第13回	2009年7月30日	大型車と交通量の削減に向けた施策、国道43号周辺の緑化・バリアフリー化、環境基準設定に伴うPM2.5の測定と対策、歌島橋交差点 他

4

和解条項と進捗状況

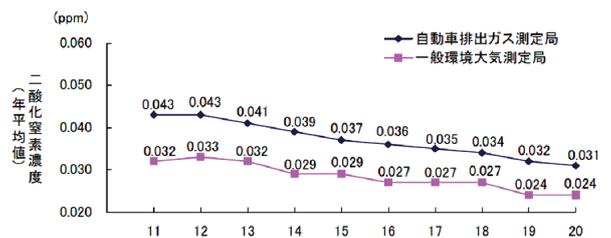
* 詳細別紙参照

- 沿道環境の改善
 - 交通負荷の軽減 交差点改良(歌島橋) ×
 - 自転車道整備 △
 - 植樹帯の設置、低騒音舗装の敷設 △
 - 沿道法を活用したまちづくり △
 - 総合的な環境対策の関係機関との協議 ×
- 新しい施策への取り組み
 - 光触媒の塗布 ○
 - 大気汚染物質の状況把握(含、SPM、PM2.5) △
- 積極的に必要な環境対策の推進に努める
 - 環境ロードプライシングの試行 △
 - 湾岸線への迂回呼びかけ △

5

大阪市全体の大気汚染状況

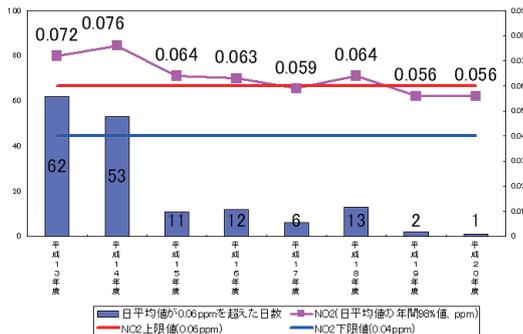
二酸化窒素濃度(年平均値)の推移(市内平均)



- 年平均値は緩やかな減少傾向

6

西淀川の大気汚染状況 NO₂

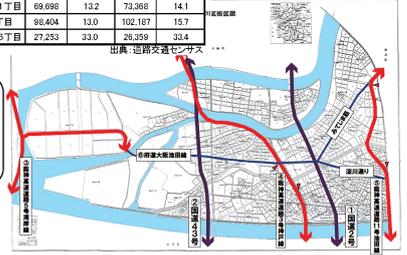


平成20年度は市内全域で環境基準値上限を下回る

西淀川区の主要幹線道路の交通量

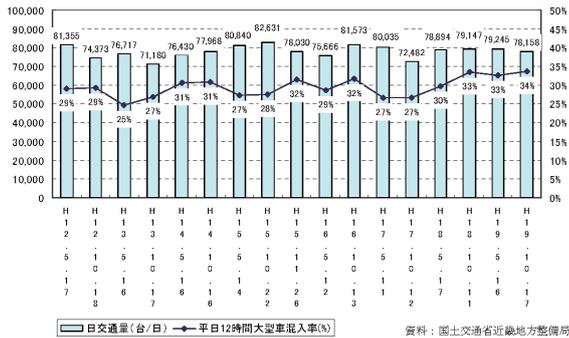
路線名	観測地点	平成11年		平成17年	
		日交通量 (台/日)	大型車 混入率(%)	日交通量 (台/日)	大型車 混入率(%)
①国道2号	野里2丁目	37,713	12.6	37,957	11.8
②国道43号	出茶島2丁目	75,084	31.6	81,101	32.2
③阪神高速5号湾岸線	中島2丁目	63,776	31.4	74,300	41.0
④阪神高速3号神戸線	大和田1丁目	69,688	13.2	73,368	14.1
⑤阪神高速11号池田線	砂島4丁目	98,404	13.0	102,187	13.7
⑥府道大阪池田線	大和田6丁目	27,253	33.0	26,359	33.4

これまでの大気汚染裁判判決では、12時間交通量(昼間)が4万台以上の道路の沿道50mに居住する住民の健康被害と自動車排ガスの因果関係を認めています。



近年は、交通量も大型車混入率も変わっていない。

国道43号(西淀川区)の交通量



資料：国土交通省近畿地方整備局

大型車の交通量を減らすことが最大の課題。

課題1 大型車と交通量の削減

①国道43号、阪神神戸線・池田線の 大幅な大型車削減に向けた取り組み(大型車通行規制、車線削減、ロードプライシングの効果検証・拡充など)



②エコドライブの普及、モビリティ・マネジメントの実施等



府道大阪池田線

←大和田西交差点

↓千舟地区

↓大和田地区



湾岸線・環境ロードプライシング



尼崎断面における大型車交通量をみると、国道43号・3号神戸線から5号湾岸線へ、約1,800台〜2,200台転換していると推計される。



課題2 歩行者・自転車にやさしい 沿道対策・交通環境対策

①幹線道路沿道対策の強化

(大気浄化システム、沿道緑化、騒音・振動対策)



ピュア・プランター

13

②歩行者・自転車にやさしい移動環境を!



佃地区

出来島地区

14

課題3 環境基準設定に伴う PM2.5の測定と対策

		年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				24時間値 (2%除外値)				測定方法
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	
①	大和田西交差点 (国道43号)	28.7	26.7	25.1	23.1	56.0	57.2	58.8	46.4	β 線吸収法 ^{※1※2}
②	歌島橋交差点 (国道2号)	—	—	29.6	26.0	—	—	67.9	48.1	β 線吸収法 ^{※1※2}
③	新佃公園前 (国道2号)	26.1	25.6	23.5	20.7	56.7	58.0	65.5	43.1	β 線吸収法 ^{※1※2}
④	出来島小学校 (国道43号)	23.8	22.5	20.4	—	48.9	50.2	49.8	—	TEOM法 ^{※1※3}
基準	米国(環境基準) ^{※1※4}	15				35				PM(標準測定方法)
	WHO(ガイドライン)	10				25				—

- 中央環境審議会大気環境部会での調査・検討
- 観測結果: 米国、WHOの基準を大幅に上回る
(全国・西淀川ともに)

15

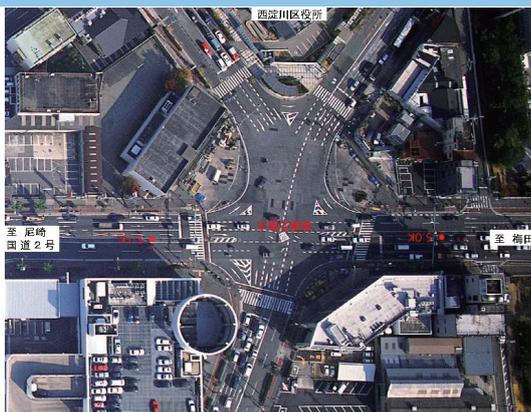
課題3 PM2.5環境基準の設定

- 微小粒子状物質曝露影響調査報告書(2007年7月)
- 微小粒子状物質健康影響評価検討会報告書(2008年4月)
 - 呼吸器系、循環器系、肺がんの健康影響
- 中央環境審議会大気環境部会答申
 - 答申案(2009年7月) → 答申(2009年9月3日)
 - パブリックコメント: 11,772件 (11,693通、うち個人・団体11,683通)
- **環境基準の告示(2009年9月9日)**

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、
 1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- 課題
 - (1) 測定体制の拡充
 - (2) 対策手法の検証
 - (3) 汚染地域での緊急対策
 - (4) 環境影響評価項目への追加
 - (5) 環境基準の強化

16

課題4 歌島橋交差点



17



18



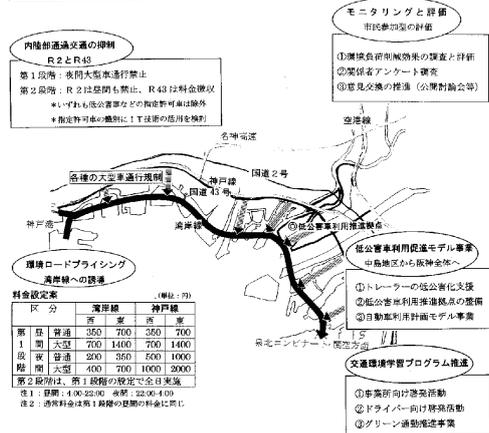
西淀川道路環境再生プランの提言

- Part1 (1998年7月)
 - 地域から考えるこれからの日本の道路
- Part2 (1999年6月)
 - 道路環境対策先導地区形成モデル事業の提案
- Part3 (2000年3月)
- Part4 (2000年8月)
 - 阪神・環境TDM社会実験のご提案
- Part5 (2001年5月)
 - 阪神地域における貨物自動車・環境TDMの提案
- Part6 (2007年3月)
 - 西淀川発！これからの交通まちづくり
～低速交通のすすめ～(素案)

西淀川道路環境再生プランの提言

- 基本方針
 1. 自動車に依存しない社会づくりに向けた計画づくり
 2. 健康で文化的な地域づくりに寄与する道路整備計画
 3. 自動車交通量の削減による環境改善
 4. 道路整備における地方分権の市民参加
 5. 道路公害による被害者の救済
- 当面の方向性 — 目標(Part1～Part5)
 - 国道43号・2号(西宮市～大阪市此花区)沿道の全自排局で、NO2・SPM(日平均値)、騒音・振動が環境基準を上回る日がないこと
- Part6
 - 社会情勢の変化を受け、交通まちづくりの基本的な理念や方向性をあらためて問い直す
 1. 自動車交通の現状と課題の確認
 2. 「低速交通」と「地域発」の視点からの道路・交通政策の展望
 3. 各地域での取り組みに活用できる資料

提案する社会実験の概念図



道路連絡会の課題と期待

- 不十分な道路政策の転換＝道路容量拡大策を展開を継続
 - 道路審議会「道路政策変革への提言」1997年
 - 社会資本整備審議会道路分科会「今、転換のとき」2002年
- 優先順位の逆転
 - 基本姿勢 「道路の経済・社会的役割」と
「沿道の生活環境の保全」の両立
 1. 自動車の低公害化、道路ネットワークの整備
 2. 激甚被害地域の道路構造・住宅対策
 3. 自動車交通の需要調整
 - 本来： **生活環境の保全 → その範囲内での道路供用**
- 道路連絡会を政策転換の突破口に

* 西村弘「道路環境問題と道路政策～訴訟後の「連絡会」の現状」Libella No.85(2005年7月)

和解勧告

本件訴訟は、大阪市西淀川区における公害健康被害補償法に基づく認定患者らが、関西電力などの企業 10 社とともに、国道 2 号、同 43 号を設置管理している国と、大阪府道高速大阪池田線、同大阪西宮線を設置管理している阪神高速道路公団に対し、大気汚染物質の排出差止めと損害賠償を求めた事案であり、提訴は、昭和 53 年 4 月、同 59 年 7 月、同 60 年 5 月、平成 4 年 4 月の合計 4 次に及んだ(以下、昭和 53 年 4 月提訴事件を「第一次訴訟」、同 59 年 7 月、同 60 年 5 月、平成 4 年 4 月提訴事件を「第二次ないし第四次訴訟」という)。いずれも、すでに企業 10 社との間では平成 7 年 3 月 2 日に和解により解決している。また、第一次訴訟に関しては平成 3 年 3 月 29 日に、第二次ないし第四次訴訟に関しては平成 7 年 7 月 5 日に、それぞれ第一審判決が言い渡されている。

西淀川区では、昭和 30 年代から同 40 年代にかけて全国的に見ても高濃度の大气汚染が現出したこと、昭和 49 年に施行された公害健康被害補償法による認定患者が多発したこと、現在も第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らを含む多くの認定患者が疾病のために苦しんでいること、そして、現在も道路沿道を含めて環境基準を上回る二酸化窒素などの汚染が続いていることが認められる。

こうした大気汚染は、工場などからの排煙だけでなく、自動車排ガスによってももたらされているとされている。また、第一次訴訟の提訴以来すでに 20 年、第二次ないし第四次訴訟の提訴以来 10 余年という長期間が経過し、第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らの中には高齢者も多く多数の患者が死亡している一方、近年、大気汚染に対する認識も高まり、第一次訴訟被控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟控訴人ら(以下、「国・阪神高速道路公団」という。)も、その解決に向けた努力を行いつつある。さらに、第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らはすでに本件地域の再生の取り組みに踏み出しているという事情もある。

以上の事情一切を総合すれば、当裁判所は、現段階で争いを止め、和解によって本件訴訟を終結させるとともに、当事者双方が将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指し互いに努力することが最も妥当な解決であると考え、以下のとおり和解を勧告する。

和解条項

一、国・阪神高速道路公団は、西淀川区における沿道環境を改善し、良好な生活環境を形成するため、沿道住民の協力を得たうえで、以下の施策の実施につとめることとする。

1 沿道環境の改善

(一)本件対象道路(国道二号、同四三号、大阪府道高速大阪池田線、同大阪西宮線)の交通負荷の軽減を図るため、交差点改良、案内標識の設置等、道路管理者としてとり得る施策の実施につとめるとともに、交通需要の動向を踏まえ、国道四三号西淀川区佃地区の車線削減を行うこと。さらに、公共交通機関の利便性の向上を図るため、バス停留所の休憩施設を整備するほか、自転車道の整備につとめること。

(二)植樹帯の設置、低騒音舗装の敷設等につとめること。

(三)橋脚の美装化等の景観整備につとめること。

(四)必要な調査を実施の上、関係機関と協力して、沿道法を活用した街づくりの支援につとめること。

(五)その他の総合的な環境対策については、関係機関との連絡調整会議等の場で、関係機関と連携して、誠実に取り組んでいくこと。

2 新しい施策への取り組み

(一)本件対象道路において、光触媒をモデル的にガードレール、遮音壁等に塗布し、窒素酸化物等の大気汚染物質の分解及び景観整備に関する効果等を把握すること。

(二)関係機関と協力し、浮遊粒子状物質を含む本件対象道路沿道においての大気汚染等の状況把握につとめること。(微細粒子状物質(いわゆる PM2.5)については、適切な測定方法を検討し、測定データの解析手法等を見極めたいうで、本件対象道路沿道において、その状況把握に着手することとする。)

3 前各号に掲げるもののほか、今後とも積極的に必要な環境対策の推進につとめることとする。

二、第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、別紙のとおり、「西淀川地区沿道環境に関する連絡会」を設置することに合意する。

三、第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らは、その余の請求を放棄する。

四、第一次訴訟控訴人ら及び第二次ないし第四次訴訟被控訴人らと国・阪神高速道路公団は、本件訴訟に係る請求に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

五、訴訟費用は各自の負担とする。

平成 10 年 7 月 29 日

以上
大阪高等裁判所第六民事部
裁判長裁判官 笠井達也
裁判官 孕石孟則
裁判官 大塚正之

■和解条項と進捗状況

和解条項		進捗状況	評価	備考	
1. 沿道環境の改善	1) 交通負荷の軽減	①交差点改良	歌島橋交差点の地下道建設工事（第一期・第二期工事完了、植栽工事中）	×	人や自転車を地下に追いやる本末転倒是公害対策ではないと原告団は異議を唱える。横断歩道撤去の是非を市民に問うこと、緑地の復元を要望中。植栽計画に関してアンケート調査（平成20年2月）が実施され、横断歩道の撤去が強行された（平成21年4月）
		②案内標識の設置等	実行済	△	環境上の効果は不明
		③R43号の車線削減	実行済	○	平成21年3月に、出来島小学校前の一部車線が削減され、緑化された。
		④バス停の休憩施設整備	実行済	○	環境上の効果は不明だが、患者には好評。
		⑤自転車道整備	整備中	△	国道部分のみでの実施。H18,19年度、R43沿道への車椅子対応の歩道設置を協議（H20年度整備完了）。
	2) 植樹帯の設置	整備中	△	R2：共同溝の整備後に実施予定。 R43：一部、植樹されているものの、樹量は少ない。H18,19年度、佃地区歩道設置に伴う代替措置として、出来島小学校周辺に緑地帯設置について協議。→H20年度整備完了。	
	低騒音舗装の敷設	実行済	○	大気環境改善効果はない	
	3) 橋脚の美化化等の景観整備	一部整備	△	平面道路との交差部分など一部での美化化。 R43高架や池田線は汚れが目立つ。	
	4) 沿道法を活用したまちづくり	アンケート調査の実施	△	パンフレット作成、アンケート調査を実施。ただし、今後の事業方針については不明。	
	5) その他、総合的な環境対策の関係機関との協議	不明	×	大型車流入規制や大型車削減に向けた総合調査等にあたり、関係機関との調整を原告団は要望しているが、進展なし。	
2. 新しい施策への取り組み	1) 光触媒をモデル的に塗布し、効果等を把握	光触媒の塗布の推進（阪高とR43、R2）	○	光触媒塗布をR43、R2において実施。 H18,19年度、高活性炭素繊維の試験施工。	
	2) 浮遊粒子状物質を含む大気汚染物質の状況把握	測定所設置（計6ヶ所）	△	交通量が少ない場所への設置について疑問を投げかけている。	
	※PM2.5測定。	PM2.5については暫定マニュアルに従った測定が進む	△	平成16年度に国道2号新佃公園前局、国道43号大和田西交差点局に設置、平成19年度より歌島橋交差点局にて測定開始。 測定結果についての評価・対策を実施していく。 環境省マニュアルが策定され次第、それに則った方法に変更する、ことを確認（第8回連絡会）	
3. 上記のほか、今後とも積極的に必要な環境対策の推進に努める	環境ロードプライシングの試行	環境ロードプライシングの試行	△	平成18年度実施された社会実験において、湾岸線への転換交通は効果があったものの、大気質調査での効果は見られなかった。平成21年4月より、対象区間・割引率がされた。	
	湾岸線への迂回よびかけ	湾岸線への迂回よびかけ	△	十分な効果があがっているとはいえない。	
	モビリティマネジメント、アイドリングストップ推進	モビリティマネジメント、アイドリングストップ推進	△	平成18年度より、臨海部事業所の従業員を対象にモビリティマネジメントを実施。	

環境総合計画議論にみる 大阪府環境行政の現状

2010年1月31日：公害・環境デー

おおさか市民ネットワーク

藤永のぶよ

ライトアップ御堂筋



議論のなかみ①

基本となる視点

1) 2002年、計画策定から現在までの到達
・大気汚染・・2008年浮遊粒子状物質と二酸化窒素の

環境基準を全測定局で達成した。

・温暖化防止対策・・計画書や報告書の義務化・エコ

燃料など先駆的取り組みがすすんだ。

留意する点

- ①持続可能性・・人の活動に伴い発生する環境負荷
- ②地域発・・環境のブランド化
- ③府民が主役・・突然「府民とともに・・・」

議論のなかみ②

4つの基本方向

- ①低炭素・・・温暖化防止ではなく「低炭素」
当然削減目標は議論されず、別の場で。
「低炭素型産業」・・・新エネ・省エネ
「低炭素型都市構造」・・・公共交通機関を軸に
- ②循環・・・廃棄物の発生抑制・循環利用
- ③健康・魅力
- ④生物の多様性
上記を、
地域主権・広域連携、環境ビジネス、費用対効果の視点
ですすめていく。

豊かな持続可能都市・大阪

議論は進行形

みんなで意見をあげましょう！

府内企業へのアンケートでは(回答213社)

①廃棄物・省エネ・騒音振動悪臭など取組が多く。

製造業・建設業の60%、

②環境保全の取り組みは、業績と比例して高くなる。

③直接的支援策が有効

④環境ビジネスでは、技術開発・融資・税制面の優遇

⑤情報提供を求めている。

今なお、意見募集中。みんなで意見をあげましょう！

集会アピール

大阪府民のみなさん

2009年8月、私たちは「国民の願いで政治を変える」歴史的体験をしました。そして生まれた鳩山内閣は、気候変動の防止対策でも前政権と違う野心的な目標ー2020年までに温室効果ガスの25%削減（1990年比）を国連で約束しました。

本集会の直前に開かれた国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議（COP15）は、途上国への資金援助については合意したものの、2050年までに温室効果ガスを半減することも、先進国が果たすべき中長期目標の数字も何ら決められない不十分な結果に終わりました。

府民のみなさん

私たちは、日本の政府が先進国の一員として「共通だが差異ある責任」を果たし、25%削減の中期目標達成のために必要な法制度の制定をはじめ具体的で総合的な対策をとることを強く求めます。

私たちは、かつて公害をまき散らした大企業が率先して削減に取り組むなど社会的責任を果たすことを求めて行動します。

府民のみなさん

本集会は、「公害の根絶と被害者救済」という初心を改めて確認しました。そして「公害は終わっていない」ことを確認するとともに、大阪の代表的な3つの公害被害の根絶と被害者の救済をめざす運動への支援と参加を呼びかけています。

1. 5月19日に判決を迎える泉南アスベスト裁判の勝利をめざす30万人署名の推進
2. ぜん息患者の救済制度を新たにつくる運動の推進
3. 寝屋川市の廃プラスチック工場による健康被害を訴える住民訴訟への支援の強化

いずれも、健康で文化的な生活を営む上で欠かせない条件を公害によって奪われた住民が、その地域に住み・くらし、生き続けるために闘っているもので、裁判の勝利や要求の実現は、私たちのこれからの生活（未来）に直結しています。

公害をなくし、被害者を救済するための行動に立ち上がりましょう。

府民のみなさん

あの阪神淡路大震災から15年、安全で住みよい街づくりをめざして、府民の共同行動を広げることは、避けることのできない東南海、南海地震をはじめとする災害から命を守るためにも欠かすことができない緊急の課題です。

温暖化の進行とあいまって深刻化する都市のヒートアイランド現象、公害の頻発と被害者の急増、相変わらず続く大型都市開発と自然破壊…。大阪は持続不能な不健康都市への道を進んでいます。

こうした流れにストップをかけ、緑の空間の創出、河川と海の浄化、クルマ依存社会からの脱却を可能にする交通ネットワークづくり、市民参加による災害に強い街づくりの推進をはかりましょう。

府民のみなさん

今から38年前の第1回公害デーで呼びかけ、遼原の火のように広がった公害反対の世論は、国と地方の政治を変える大きな呼びかけとなりました。

今こそこの公害デーの原点を確認するとともに、多くの人々に共同を呼びかけ、今日を機会に周りの人に訴えて、たくさんの市民のなかに行動を広げましょう。

また、来るべき参議院選挙では、公害をなくし、地球の環境を守ることを実現させるために国政革新を目指し全力を挙げましょう。

2010年1月30日

第38回公害環境デー府民集会